

藤枝市移住・婚活イベント企画運営委託業務
公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

藤枝市移住・婚活イベント企画運営委託業務

2 業務の目的

本業務は、藤枝市内で婚活イベントを実施し、男女の出会いの場を創出するとともに、本市の魅力を市内外に伝え、移住・定住と婚姻を促進することを目的とする。

3 業務の期間

委託業務契約を締結した日から令和9年2月26日(金)まで

4 選定方法

事業者については、競争性を確保するとともに、企画提案能力及び事業遂行能力等についても選定の判断材料とするため、公募型プロポーザル方式により選定する。

5 業務内容

別紙「藤枝市移住・婚活イベント企画運営委託業務仕様書」のとおり

6 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 令和8年5月15日(金)時点で、藤枝市建設工事等入札参加資格または藤枝市物品等入札参加資格を有していること。
- (4) 企画提案書等の提出期限までに、藤枝市から、藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

- 2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
 (9) 地方税及び国税に滞納がない者。

7 プロポーザルに関するスケジュール

(1) 募集要項等公告	令和8年4月16日(木)
(2) 参加申込書及び質問書の受付締切	5月8日(金)
(3) 参加資格有無の確認連絡	15日(金)
(4) 質問に対する回答	15日(金)
(5) 企画提案書の提出締切	22日(金)
(6) 審査(プレゼンテーション)	27日(水)
(7) 審査結果の通知	6月5日(金)
(8) 見積合せ執行	12日(金)
(9) 契約締結(予定)	12日(金)

※審査を書類審査とする場合がある。その際は、別途通知する。

8 参加意思の表明

- (1) 本プロポーザルに参加を希望するものは、以下の書類を提出すること。

提出書類

① 参加申込書	第1号様式
② 会社等概要書 ※既存のパンフレットや案内書でも可	様式任意
③ 類似業務実績調書(類似業務の経験がある場合)	第2号様式
④ 質問書(必要に応じて)	第3号様式
⑤ 類似業務の実績がわかる資料	任意

- (2) 提出期限 上記7に記した「参加申込書及び質問書の受付締切」のとおり
 (3) 提出方法 電子メール ※送信後は、必ず電話で到達確認をすること。
 (4) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで
 (5) その他 参加資格の有無については、後日電子メールにて連絡する。

9 質問事項の受付

企画提案等に関する質問は、次により行うものとする。

- (1) 提出書類 質問書(第3号様式)
 (2) 提出期限 上記7に記した「参加申込書及び質問書の受付締切」のとおり
 (3) 提出方法 電子メール ※送信後は、必ず電話で到達確認をすること。
 (4) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで
 (5) 回答方法 参加申込をした全ての事業者に対し、上記7に記した「質問に対する回答」の日までに電子メールで回答する。なお、審査内容に関する質問には回答しない。

10 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等は、以下の書類を提出すること。

① 企画提案書(表紙)	第4号様式
② 企画書 ※簡潔明瞭な企画書とすることとし、A4判(日本産業規格)とすること。	様式任意
③ 業務工程表	様式任意
④ 業務の実施体制調書	第5号様式
⑤ 見積書	第6号様式

※提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に留意すること。

- (2) 提出期限 上記7に記した「企画提案書の提出締切」のとおり
(3) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)併せて電子データを提供すること
(4) 提出方法 郵送又は持参及び電子メール等を用いて提供すること
(5) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで
(6) 留意事項 ①提出後の書類の追加、修正等は認めない
②提出書類はファイリング等見やすい形式とすること

11 委託事業者の選定(プレゼンテーション・審査等)

委託事業者の選定は、次のとおり行う。

(1) 選定方法

参加事業者の企画提案書等に係る提案内容の審査及びプレゼンテーションを踏まえ、審査委員会で評価・採点する方法で行う。

(2) プレゼンテーション・審査委員会

- ① 実施日 上記7に記した「審査(プレゼンテーション)」のとおり
② 会場 藤枝市役所東館5階 第2委員会室
③ 所要時間 1事業者あたり25分程度(企画書等の趣旨説明10分程度、質疑応答15分程度。ただし、参加事業者数の多寡により、各事業者一律により、所要時間を延長・短縮する場合がある。)
④ 出席人数 本業務の担当者を必ず含め、3人以内とする。
⑤ 実施方法

(ア) 事前に提出した企画提案書のほか、提案内容と齟齬がなければPowerPointや新たな資料等を使用してプレゼンテーションを行うことも認める。

企画提案書以外の資料を使用した場合は、プレゼンテーション後に資料を事務局に提出すること。

(イ) プレゼンテーションの実施順は、参加表明書の受付順とする。

(3) 審査方法

- ① 各事業者の企画提案書及びプレゼンテーションについて、本市が別に定める審査委員会にて、審査基準に基づき公平に審査した上で、最も高い得点を得た者(以下、

「最高得点者」という)を委託予定者として選定する。

- ② 審査委員会各委員の持ち点(各100点)を合算した値の6割を最低基準点とし、これに満たない事業者は選外とする。
- ③ 最高得点者が複数いる場合は、見積額の最も低い者を委託予定者とする。なお、見積額も同額であった場合は、審査委員会の合議により選定する。
- ④ 参加事業者が1者の場合においても、プレゼンテーションを実施し、審査委員会における評価を行った上で、選定の可否を決定する。

(4) 審査基準

別表のとおり

(5) 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ① 本募集要項で定めた内容に適合しないとき。
- ② 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ③ 提出書類に不備や不足があったとき。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ⑤ プレゼンテーションに遅刻及び欠席したとき。
- ⑥ 審査結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- ⑦ その他不適切な事項があると判断されるとき。

(6) 結果通知

審査結果は、参加した全ての事業者に通知する。なお、審査に関する異議等は一切受け付けないものとする。

12 契約の締結

- (1) 契約は、委託予定者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとする。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、協議により最終的に決定するものとし、見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 委託予定者と協議が整わず契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うことができるものとする。

13 その他の注意事項

- (1) 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、本プロポーザル募集要項の記載内容に同意したものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に必要な費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類等は、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (4) 提出書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しない。ただし、目的の範囲内において複製することがある。
- (5) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うも

のとする。

- (6) 市は、参加事業者から提出された提案書について、藤枝市情報公開条例（平成 13 年条例第 2 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。
- (7) 本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」及び「5 市 2 町連携中枢都市圏構想事業費負担金」を活用し実施する。そのため、実績報告等を行うにあたり、必要書類の提出を求めることがある。

14 見積限度額

1,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、事業提案の際の上限額として理解されたい。

15 問合せ・提出先

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとする。

- (1) 担 当 藤枝市企画創生部 広域連携課
(受付：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
- (2) 住 所 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目 1 1 - 1
- (3) 連絡先 (電話)054-643-3229 (E-mail) renkei@city.fujieda.lg.jp